福岡県公報

令和3年4月20日 第 193 号

目 次

告 示 (第461号 - 第465号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償	に関する条例に	
基づく介護補償の額の一部改正	(総務事務厚生課)	2
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償	に関する条例に	

基づく介護補償の額 (総務事務厚生課) ……2

○福岡県青少年健全育成条例に定める青少年に有害な図書類の指定

(青少年育成課) ………3

公 告

 ○意見募集の結果の公示
 (情報政策課) ············3

 ○落札者等の公示
 (税 務 課) ············3

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧

(廃棄物対策課) ………4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ··········4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……4

○土地区画整理組合の設立の認可(法第14条第1項) (都市計画課) ………5

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開

(建築指導課) ……5

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ………5 ○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ………8 ○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活保安課) ………10 ○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合 格審査の実施 (警察本部生活保安課) ………11 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条 第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある 日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ………13 ○福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づ く習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ………13 ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部情報管理課) ………13

告 示

福岡県告示第461号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字中津原字大平4の5 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 芒期発行日 毎週火金曜日 発行〕〒812-8577 福岡市博多区東 作成〕〒810-0011 福岡市中央区高砂

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第462号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
 筑紫野市大字山家1203の1、1204、1209
- 2 指定の目的 +砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山家1203の1・1204・1209 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第463号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額(令和2年4月福岡県告示第403号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

「令和2年4月1日以後」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第464号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。)第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する 状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	その月における介護に要する費用と して支出された費用の額(その額が 171,650円を超えるときは、171,650円)
常時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。)。	月額73,090円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

 1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)。
 その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)

 2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下
 月額36,500円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額が36,500円以下

福岡県告示第465号

随時介護を要

する状態

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

種類		題	名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1		事典 -	I S B N 978 - 4 -86673 - 231 - 2	株式会社三才ブッ クス	青少年の残虐性を著し く助長し、又は青少年 の非行を誘発し、若し くは助長し、その健全 な育成を阻害するおそ れがあるため。

公 告

であるときに限る。)。

公告

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和2年11月10日から令和2年12月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3 年3月30日に公布しました。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室地域デジタル化推進係

電話:092-643-3197

メールアドレス: bangoseido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称 証紙代金収納計器に関する事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部税務課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
 - 一般財団法人九州陸運協会
- (2) 住所 福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)49.678.099 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1(b)(iii)に該当

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年 福岡県条例第20号)第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環 境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項 の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告 し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大潮

大牟田市大字手鎌1000番地

代表取締役 堤 峰敏

2 施設の種類及び処理能力

木くずの破砕施設

木くず 一日当たり 88 t

3 設置場所

大牟田市新開町3番94

4 指定地域

大牟田市新開町及び岬町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

縦覧の期間

令和3年4月20日から同年5月19日まで

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更(令和3年3月29日福岡市告示第111号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更(令和3年3月29日福岡市告示第112号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

服部 誠太郎 福岡県知事

福岡広域都市計画臨港地区の変更(令和3年3月29日福岡市告示第113号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下 水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道(令和3年3月29日福岡市告示第114号)

ধ

沮

皿

公告 宅地

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理 組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

組合の名称
 糸島市泊土地区画整理組合

2 事業施行期間 この公告の日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

糸島市泊字カヘタ、字池ノ浦、字フシカ坂及び字ヲヲツカの各一部

4 事務所の所在地 糸島市泊1139番地

5 設立認可の年月日

6 事業年度

令和3年4月8日

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場及び糸島市役所

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同

法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(6)第 12966 号	株式会社総合住建 代表者 山﨑 祥生	福岡市中央区港 2 - 12 - 4 - 1 F

2 聴聞期日及び場所

令和3年4月27日(火)午前10時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第74号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年4月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に 規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等

账

」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
	午前9時30分から午後4時35分まで (最終日の講習については、午後0時10 分までとし、その後午後1時00分から 修了考査を実施する。)	丁目9番1号福岡県警察

- ※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例 第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)について は、休講とする。
- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年6月16日(金) から同年6月18日(金) までの間	午前9時30分から午後4時35分まで (初日の講習については、午後1時00 分から開始する。最終日の講習につい ては、午後0時10分までとし、その後 午後1時00分から修了考査を実施す る。)	丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

- 3 受講定員
- (1) 新規取得講習

30名

(2) 追加取得講習

6名

- 4 受講対象者
- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務|という。
-)に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「 検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係る ものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という

- 。) の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格 者証等の交付を受けている者であって、前記 4(1)アからオまでのいずれかに該当す る者

- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間

令和3年5月10日(月)から同年5月12日(水)までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通 ※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

価

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及 び履歴書

- b イに該当する者 合格証明書(1級)の写し
- c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務 従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の 写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の 写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に 係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

- イ 追加取得講習
- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
 - ア 新規取得講習

38.000円

イ 追加取得講習

14000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

- ア 受講を希望する者は、まず前記 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする
- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。) した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持 参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生

活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは 販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第75号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 |という。)第7条の規定により公示する。

令和3年4月20日

福岡県公安委員会

検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交诵誘導警備業務1級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和3年7月28日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 交诵誘導警備業務1級

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和3年7月29日(木)	午前9時00分から午後6 時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし 、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員 各検定15名
- 4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 交诵誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次の いずれかに該当するもの

- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合 格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当 該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると 認める者
- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不 合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行 わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備 業務用車両 | という。) 並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した 場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する こと。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した

月20日

汨

価

場合における応急の措置に関すること。

(2) 交诵誘導警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が 発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交诵誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が 発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前(電話)受付期間

令和3年6月21日(月)から同年6月23日(水)までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)
 - (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)

- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類(1級検定受検希望者に限る。)
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料
 - ア 貴重品運搬警備業務2級 16.000円
 - イ 交通誘導警備業務1級 14.000円
 - ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかっ た場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記 7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、 事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時45分までの間 に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付

畑

番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法(郵送等)による申込みは、一切受け付けない。

- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記 7(2)の受検申請手続期間内(2 日間)に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無 効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した 者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は 生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ (URL : https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html) で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第76号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定により公示する。

令和3年4月20日

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下 「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

福岡県公安委員会

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和3年7月30日(金)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、 午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審查対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項(学科及び実技試験の免除)に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者
- 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式10間)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については、実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。

汨

- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 7 審査申請手続等
- (1) 受付期間

令和3年6月21日(月)から同年6月23日(水)までの午前9時00分から午後4 時00分までの間

(2) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審查申請書(検定規則別記様式)1通
- (イ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
- (ウ) 旧合格証の写し
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合 なし
- (3) 審查手数料

4.700円

- ※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審し なかった場合においても返還しない。
- (4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記 7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員

教育センター設置の受付専用電話 (093 (381) 2627) に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分までの間に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。
- ※ 書類持参以外(郵送等)の申込みは、一切受け付けない。
- ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情 等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45 分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173 、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行う こと。
- (3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第77号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定

汨

合格者審査(以下「書面審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第 9条の規定により公示する。

令和3年4月20日

福岡県公安委員会

1 書面審查期間

令和3年6月1日(火)から同年7月30日(金)までの間

- ※ 福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定す る県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。
- 2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下 「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。) に係る全ての種別及び級

- 3 書面審查対象者
- (1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際(平成17年11月21日現在)、現 に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している 期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当 する場合に限る。
 - ア福岡県内に住所を有すること。
 - イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
 - ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」 という。)の交付を受けていること。
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業 務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習(以下「指定講習」という。) の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る
 - ア福岡県内に住所を有すること。
 - イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
 - ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

- 4 書面審查申請手続等
- (1) 受付期間

県の休日を除く、令和3年6月1日(火)から同年7月30日(金)までの、午前 9時00分から午後4時00分までの間

- (2) 受付場所
 - ア 前記 3(1)ア又は同 3(2)アに該当する者 住所地を管轄する警察署
 - イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者 営業所の所在地を管轄する警察署
 - ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者 旧合格証の交付を受けた警察署
- (3) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及 び撮影年月日を記入したもの。) 1枚
- (ウ) 旧合格証の写し
- (エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面(下記a又はbのいずれか 1つ)
 - a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、か つ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明 する書面 (警備業務従事証明書等)

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当 該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書 面(指定講習講師従事証明書等)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合なし

5 申請方法

- (1) 前記 4(1)の受付期間内に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記 4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。
- (3) 手数料 書面審査については、手数料を徴収しない。
- 6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した 場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (2) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年福岡県条例第30号)第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月20日

福岡県公安委員会

	指	定	する	日	及	び	地	域	
令和3年5月 4日	~	令和	3年5	5月 5	5 日				福岡市の全地域
令和3年7月 2日	~	令和	3年7	7月16	5 日				1年回用の生地域
令和3年7月17日	~	令和	3年7	7月19) 日				
令和3年7月24日	~	令和	3年7	7月26	5 日			=	化九州市の全地域
令和3年7月31日	~	令和	3年8	3月 2	2 日				
令和3年8月 4日	~	令和.	3年8	3月 6	6 日			2	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第80号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成24年福岡県条例第69号)第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和3年4月20日

福岡県公安委員会

	指	定	ナ る	日	及	び	地	域	
令和3年5月 4日	~	令和	3年5	月 5	日				福岡市の全地域
令和3年7月 2日	~	令和	3年7	月 16	日				個阿印の王地域
令和3年7月17日	~	令和	3年7	月 19	日				
令和3年7月24日	~	令和	3年7	月 26	日				北九州市の全地域
令和3年7月31日	~	令和	3年8	月 2	2 日				
令和3年8月 4日	~	令和	3年8	月 6	5 日				久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第81号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則(案)について、次のとおり意見を募集する。

